

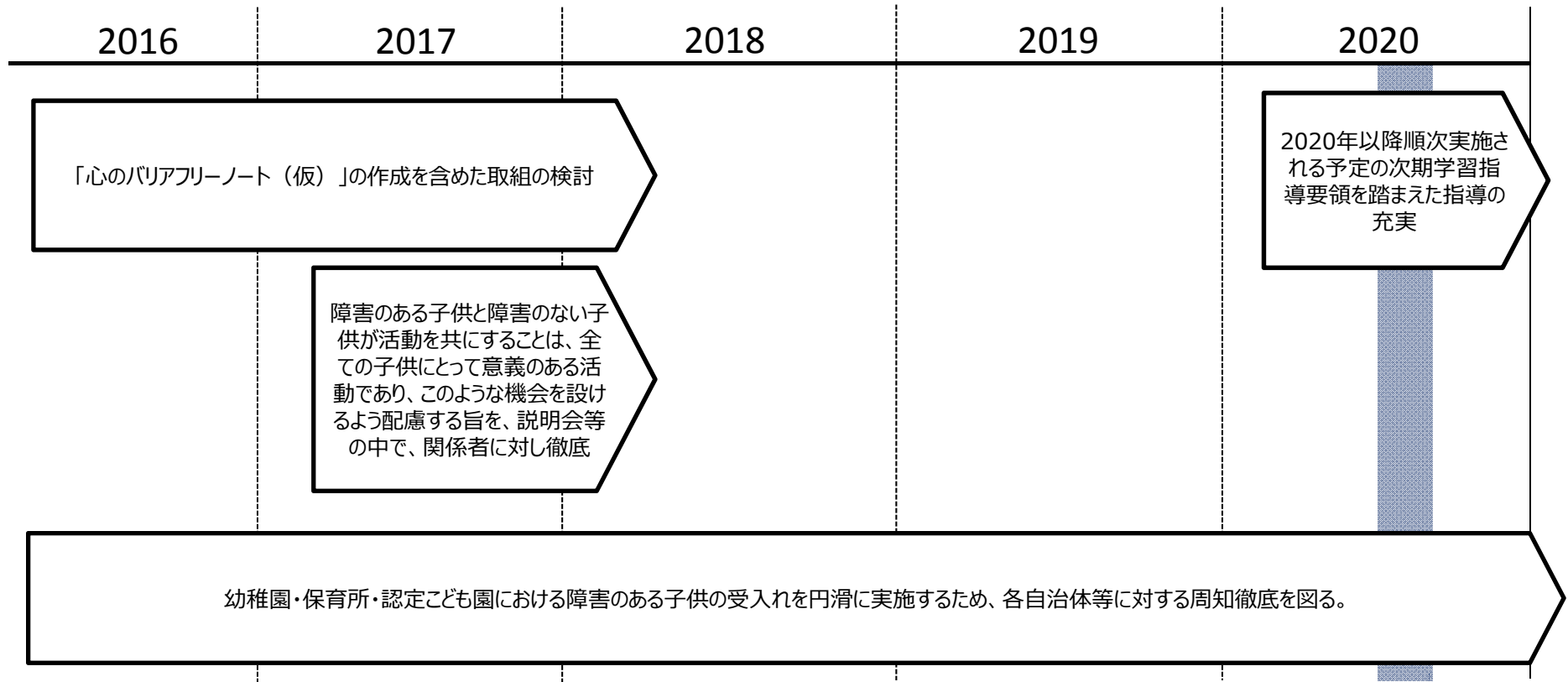
ユニバーサルデザイン2020 最終とりまとめ案

工程表

1) 学校教育における取組

① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

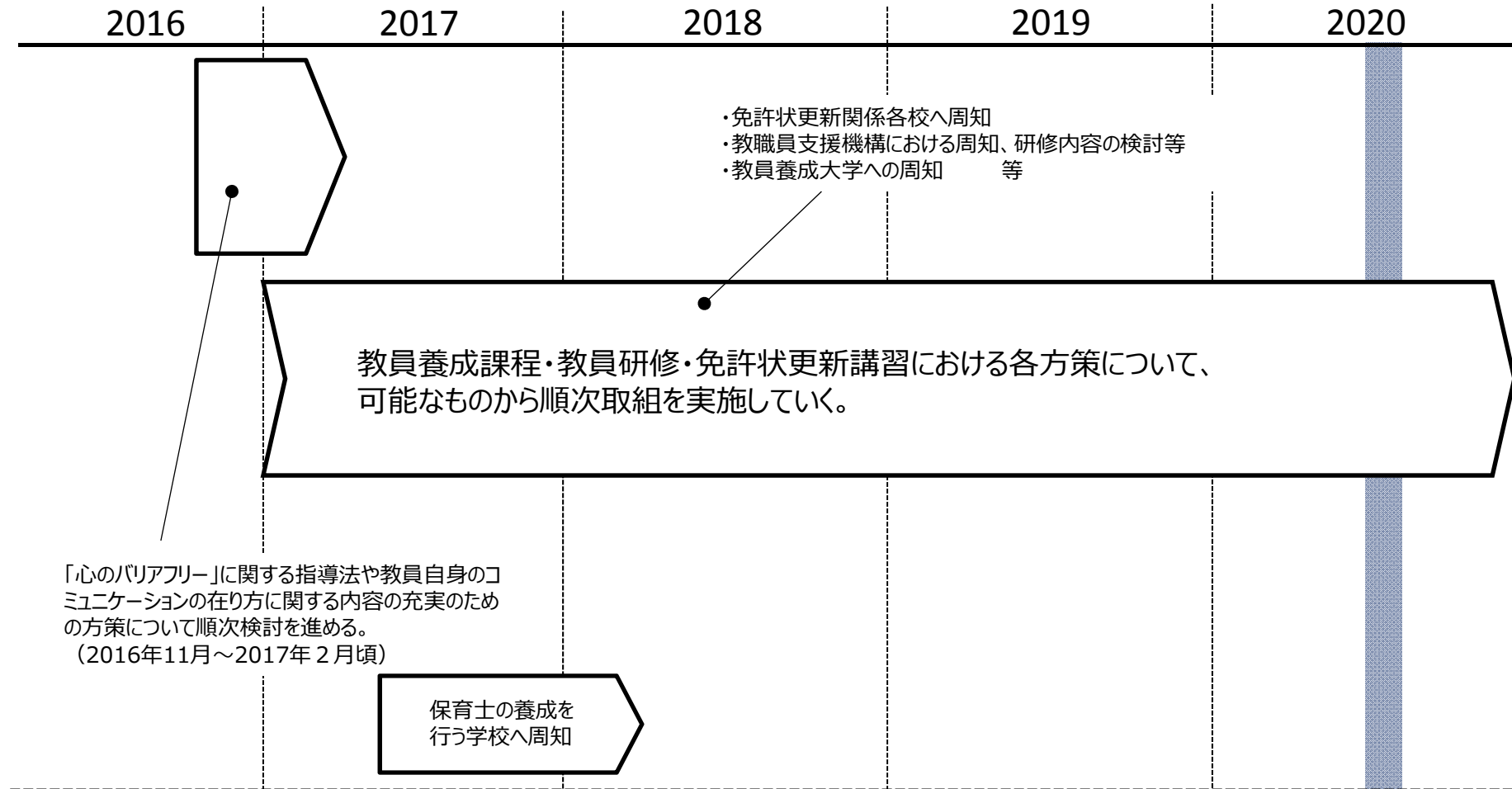
- ・2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実させる。
- ・平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を含めた取組の検討を進める。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園については、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすることは、全ての子供にとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨を、平成29年度実施される説明会等の中で、関係者に対し徹底する。また、幼稚園・保育所・認定こども園における障害のある子供の受入れを円滑に実施するため、各自治体等に対する周知徹底を図る。



1) 学校教育における取組

②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

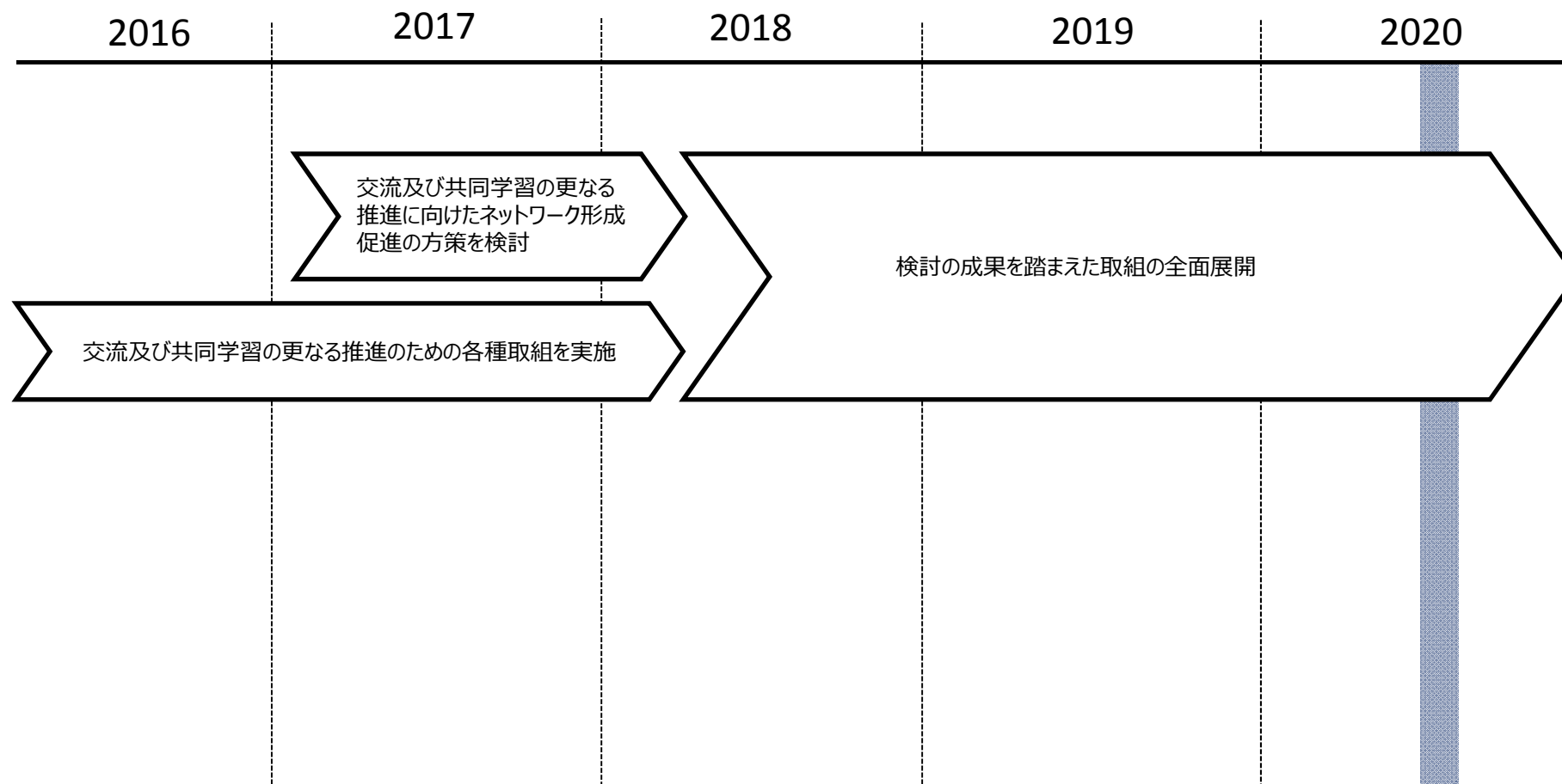
- ・平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容の充実のための方策について結論を得る。
- ・それぞれの方策について、2020年度（平成32年度）までに実施。
- ・「心のバリアフリー」の理解を促すため、保育士の養成を行う学校に対し周知を図る。



1) 学校教育における取組

③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

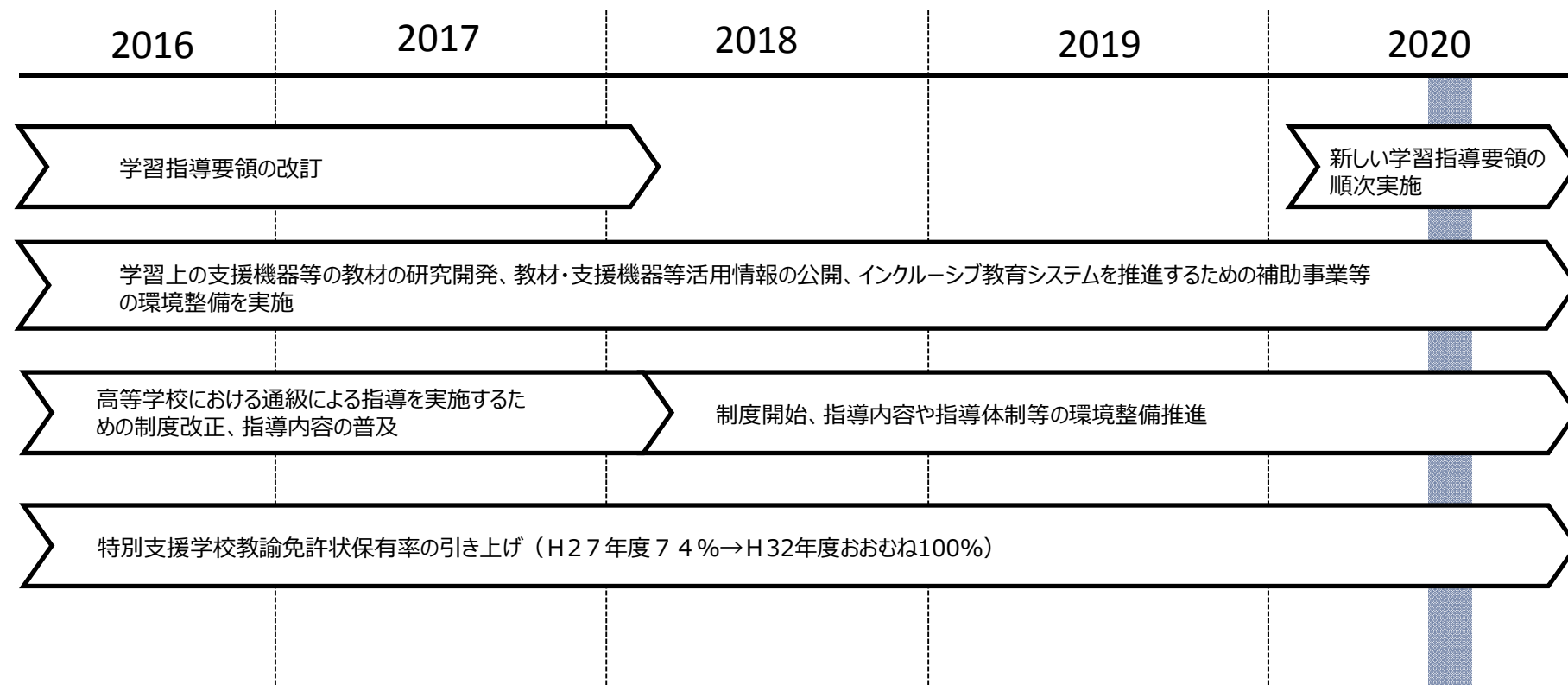
- 平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、ネットワーク形成促進に向けた取組を検討。
- 平成29年度から障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開。



1) 学校教育における取組

④ 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組

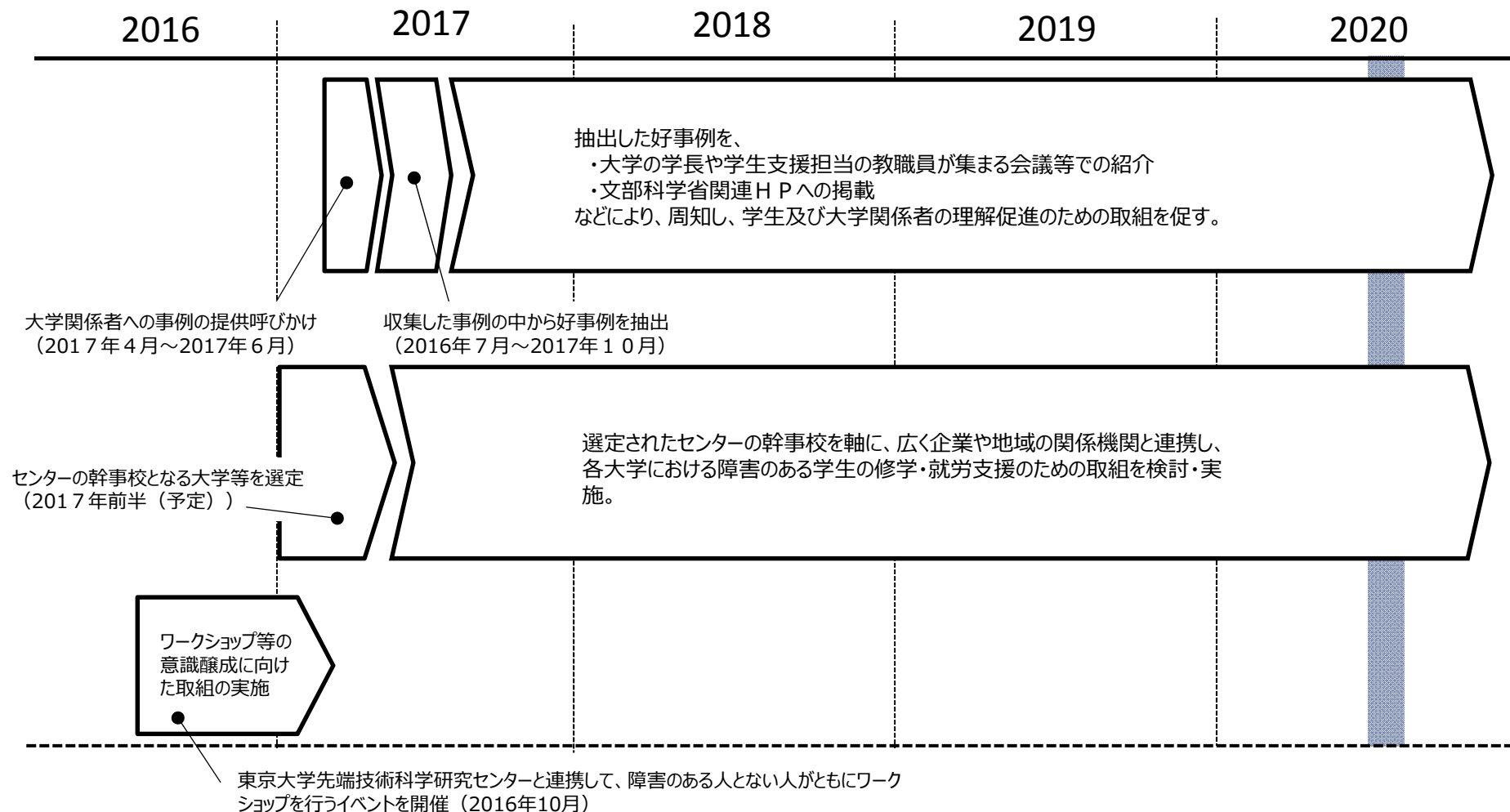
- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実を図る。2020年（平成32年）以降順次実施される学習指導要領改訂を通じて、指導の充実を図る。
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を推進。
- 小・中学校における通級による指導の推進とともに、高等学校における通級指導を平成30年度から新たに制度化。高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（平成32年）を目指す。
- 特別支援学校教諭免許状保有率を平成32年度までにおおむね100%に引き上げる。



1) 学校教育における取組

⑤ 高等教育（大学）での取組

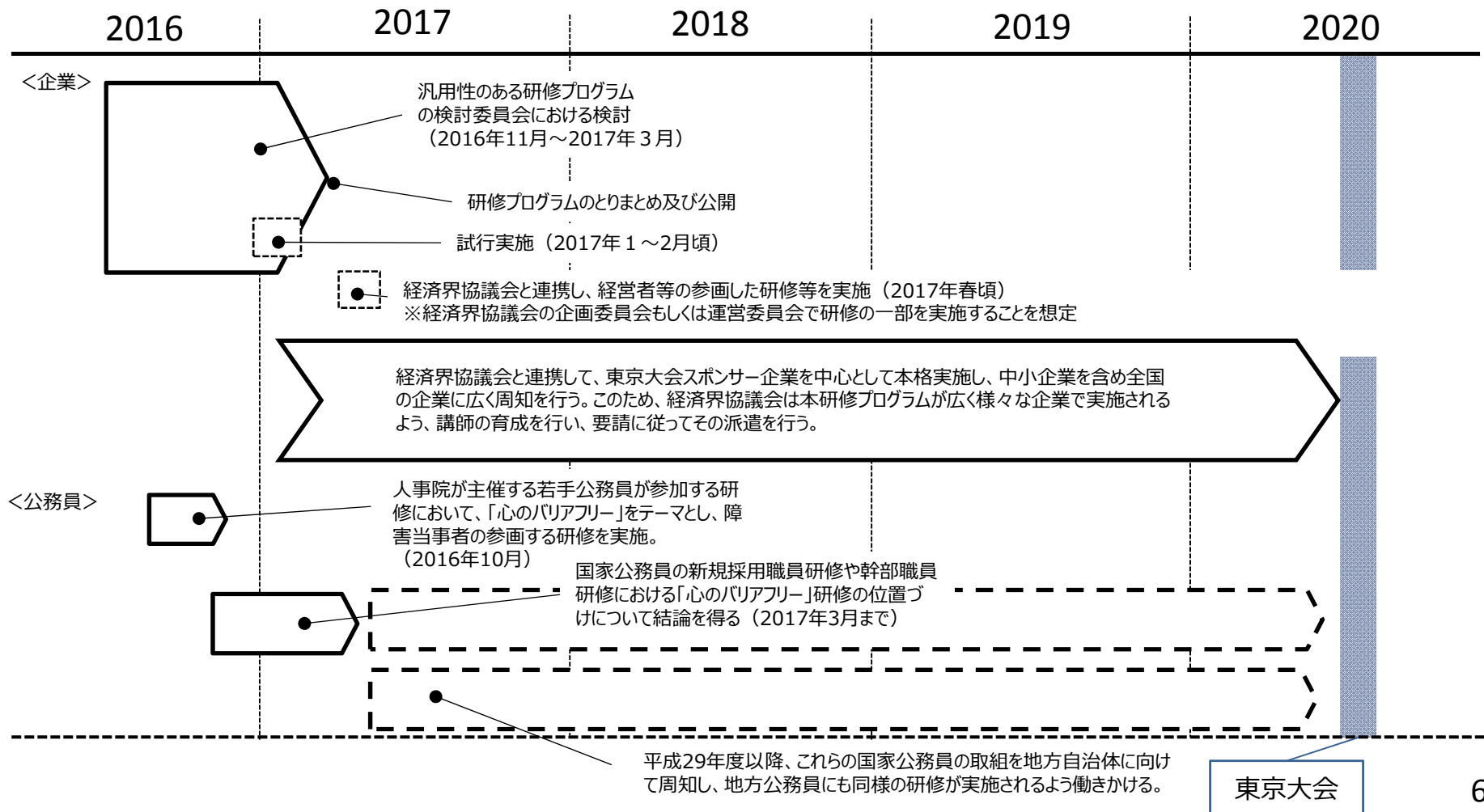
- ・大学の心のバリアフリーを広める取組の好事例を選出。その好事例を紹介し、学生及び大学関係者の理解促進のための取組を促す。
- ・障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定し、これらの大学を軸に広く関係機関と連携し、修学・就労支援のための取組を進める。
- ・平成28年度、大学や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、意識醸成に向けた取組を行う。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

① 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

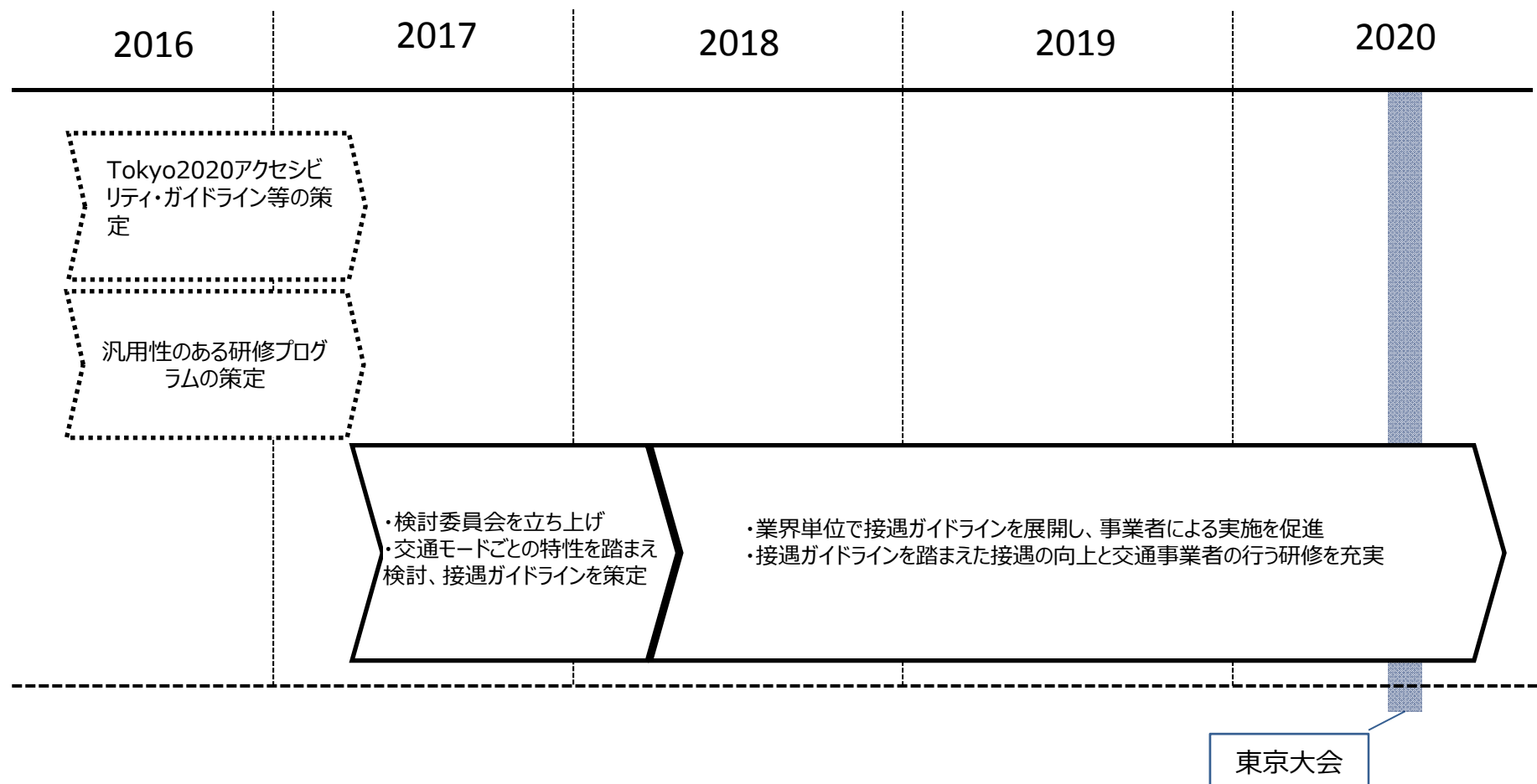
- 平成28年度に経済界協議会と連携し、汎用性のある研修プログラムを策定。試行実施した上で、必要に応じて改善を加え、広く公開。
- 平成29年度以降、経済界協議会と連携し、東京大会スポンサー企業を中心として本格実施し、中小企業を含め全国の企業に広く周知を行う。
- 公務員については、平成28年度に人事院研修において試行的取組を行い、これを踏まえて、平成29年度以降、国家公務員の研修における「心のバリアフリー」研修の位置づけについて、平成28年度中に結論を得る。さらに、地方公共団体にも、同様の研修が実施されるよう働きかける。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

② 接遇対応の向上 i) 交通分野におけるサービス水準の確保

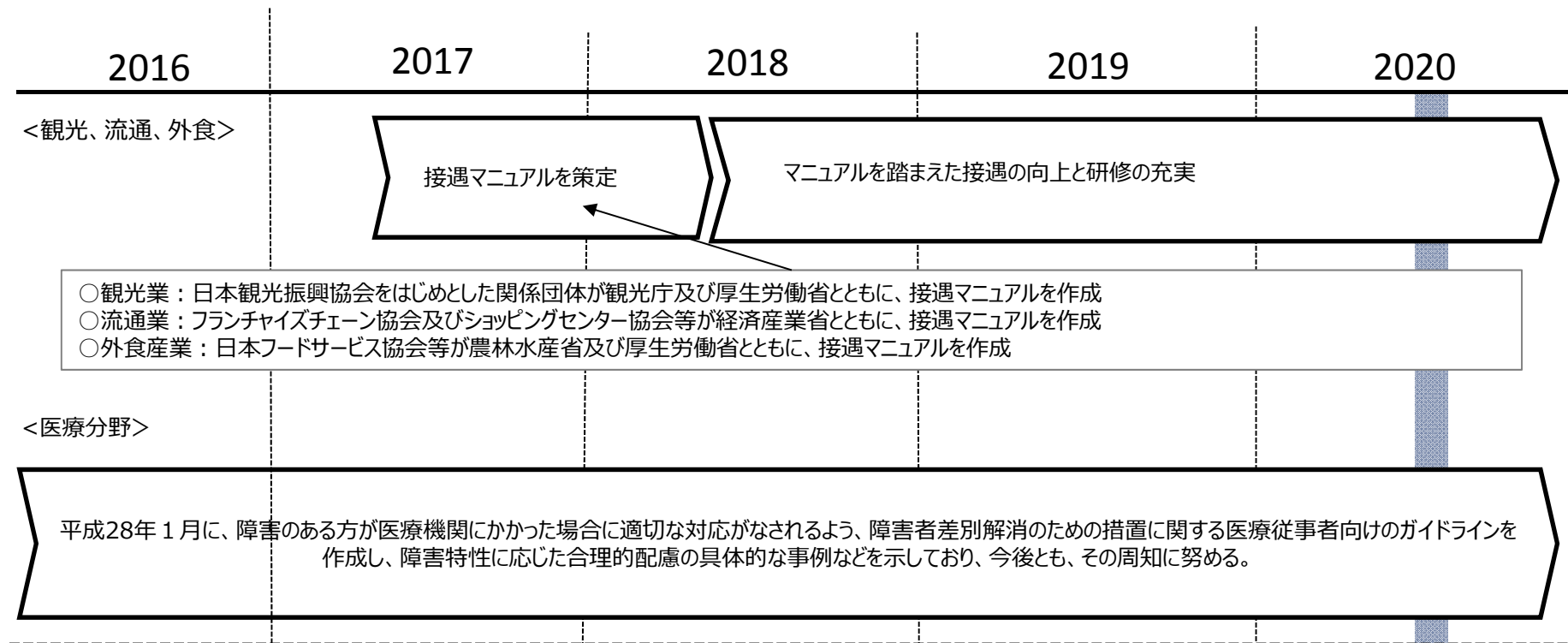
- ・障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底
- ・Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び汎用性のある研修プログラムを踏まえ、29年度中に検討委員会を立ち上げ、交通事業者向け接遇ガイドラインを作成
- ・交通事業者の行う研修について、障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

② 接遇対応の向上 ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上/ iii) 医療分野におけるサービス水準の確保

- 観光、流通、外食の各業界において、業界団体等が関係省庁と連携し、
 - ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底
 - ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、29年度中に、業界毎の接遇マニュアルを作成（障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討）
 - ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底
- 医療分野については、今後とも、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインの周知に努める

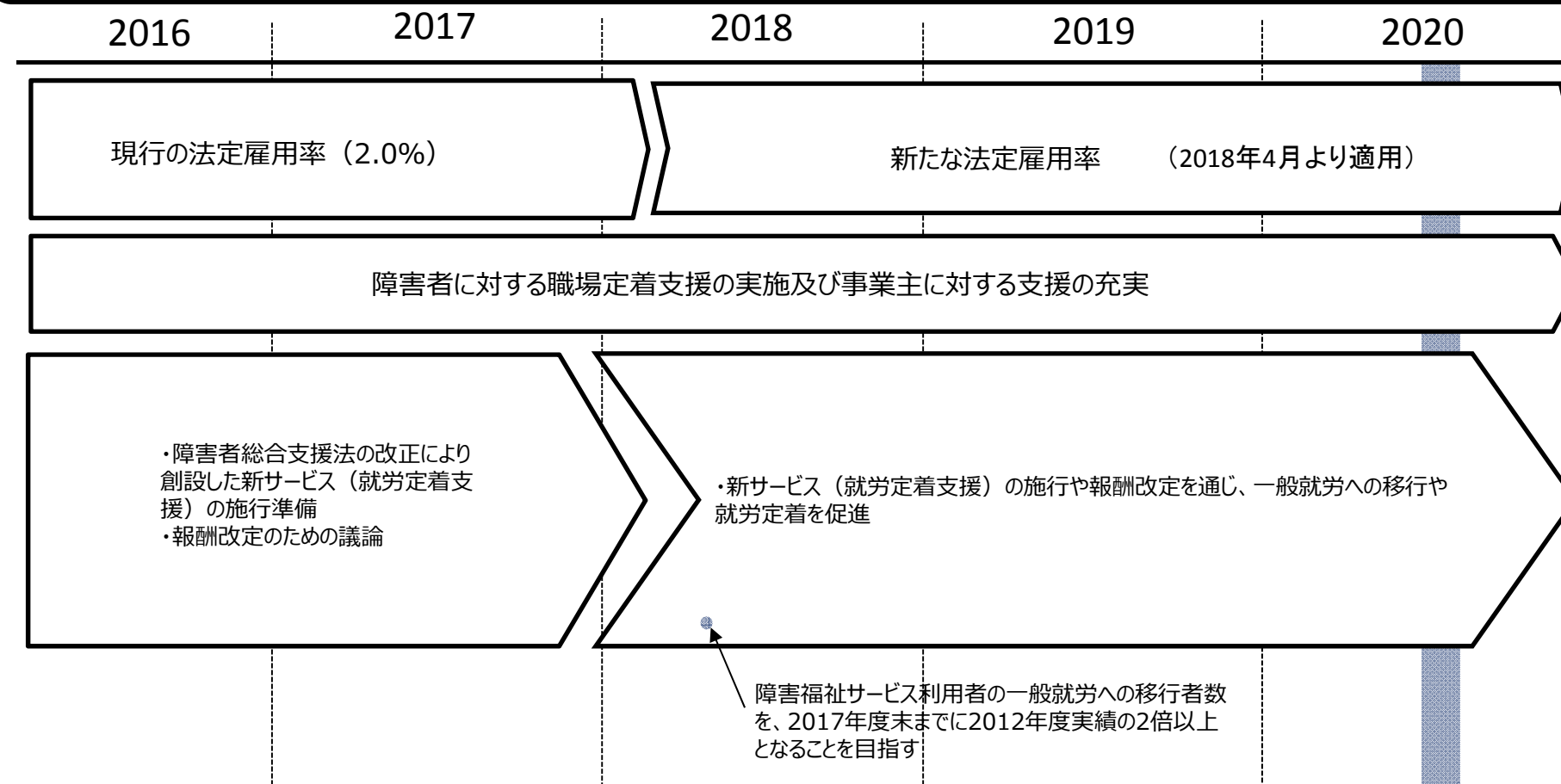


- 観光業：日本観光振興協会をはじめとした関係団体が観光庁及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成
- 流通業：フランチャイズチェーン協会及びショッピングセンター協会等が経済産業省とともに、接遇マニュアルを作成
- 外食産業：日本フードサービス協会等が農林水産省及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成

2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

③ 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

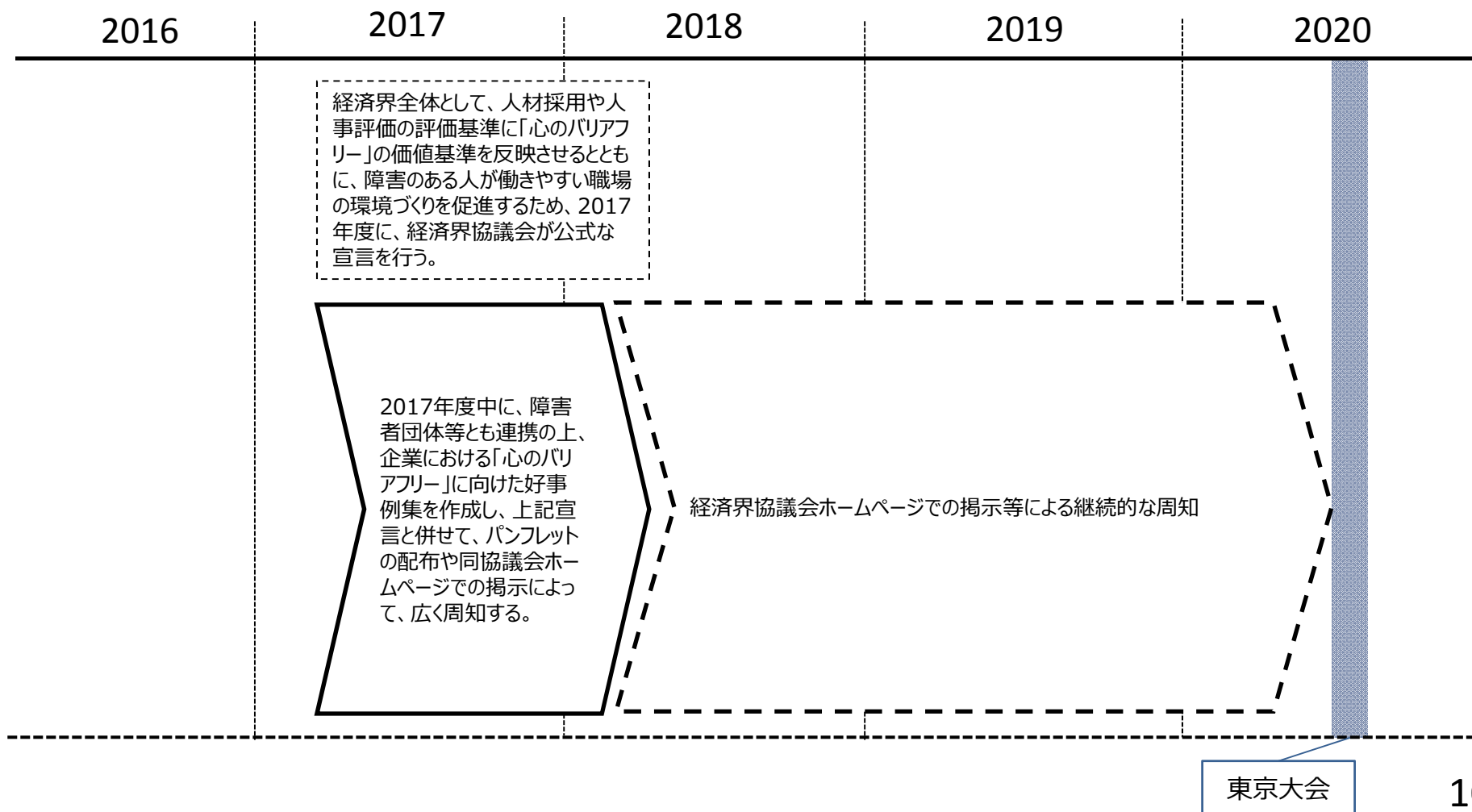
- ・ 法定雇用率の見直し（平成30年度、平成35年度）を行う。
- ・ 身体障害・知的障害・精神障害のある人に対する職場定着支援を実施するとともに、中小企業をはじめとする事業主への支援の充実を図る。
- ・ 平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進する。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

③ 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

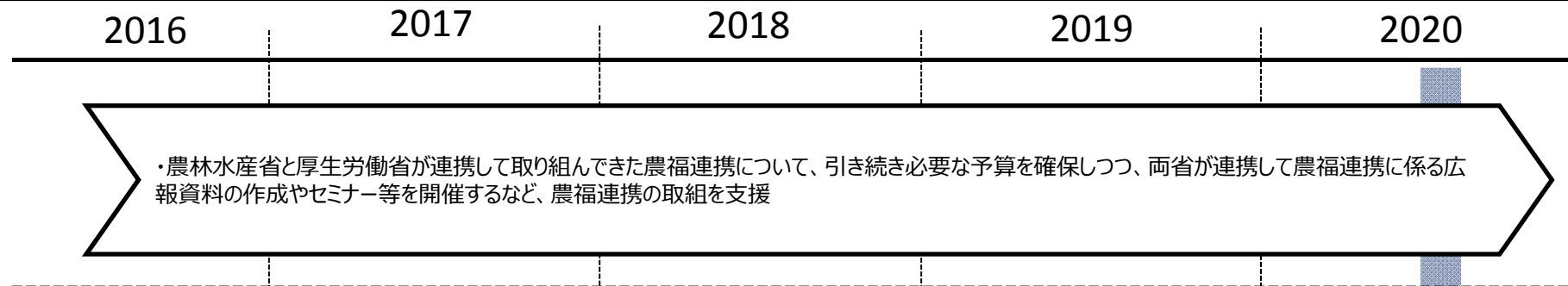
・企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値の中に取り込み、従来からの好事例を踏まえ、各社が「心のバリアフリー」に向けて取り組むよう働きかける。



2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

③ 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

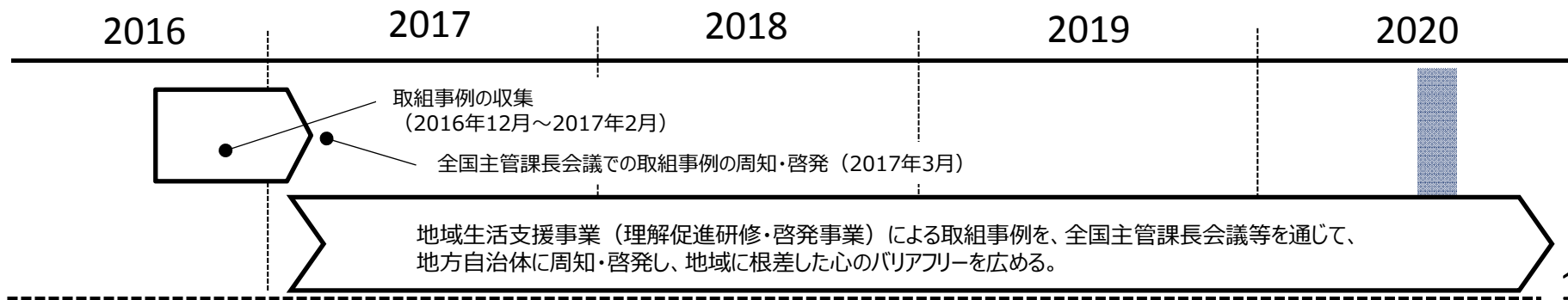
・農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人の職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進。



3) 地域における取組

① 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

・平成28年度以降、地方自治体や社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。



3) 地域における取組

②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

・避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらの周知を行う。



3) 地域における取組

③その他

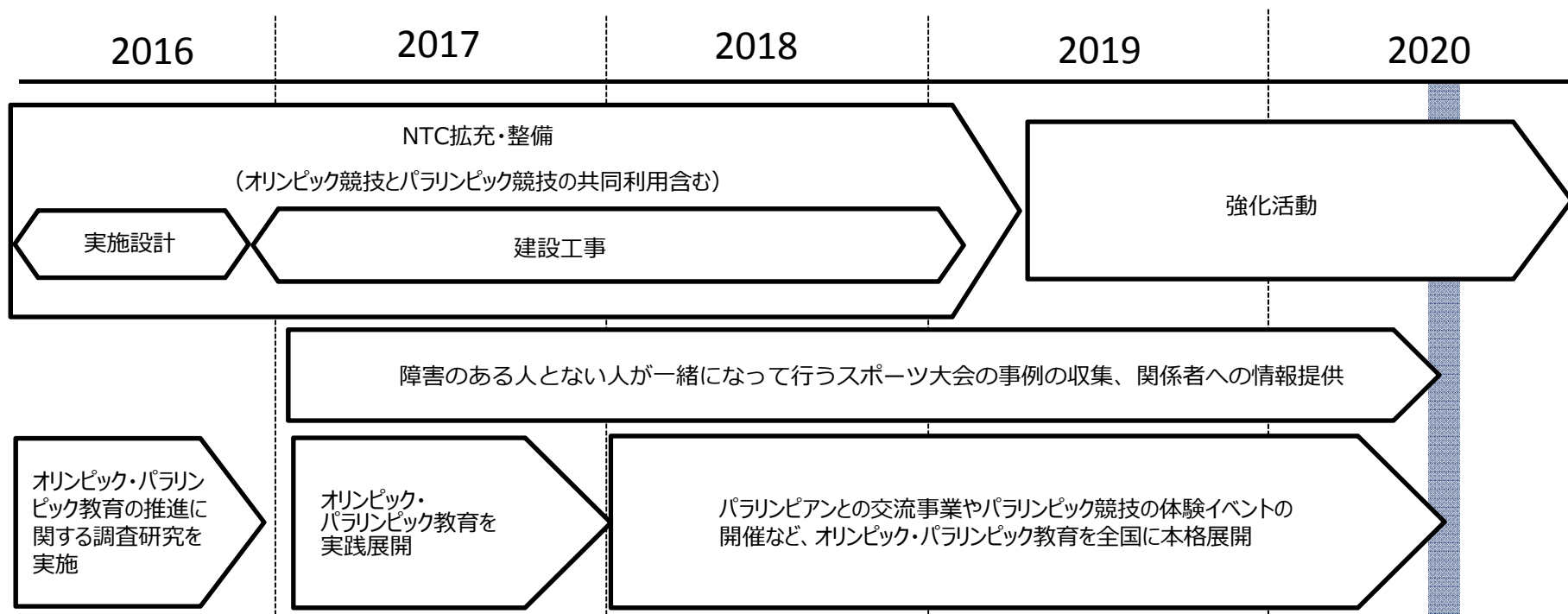
- ・全国の人権擁護委員及び法務局等を「心のバリアフリー相談窓口」として活用する。
- ・平成29年度から人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別に関する事例紹介や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。
- ・障害のある人を研修講師として招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。



4) 国民全体に向けた取組

① 障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を促進

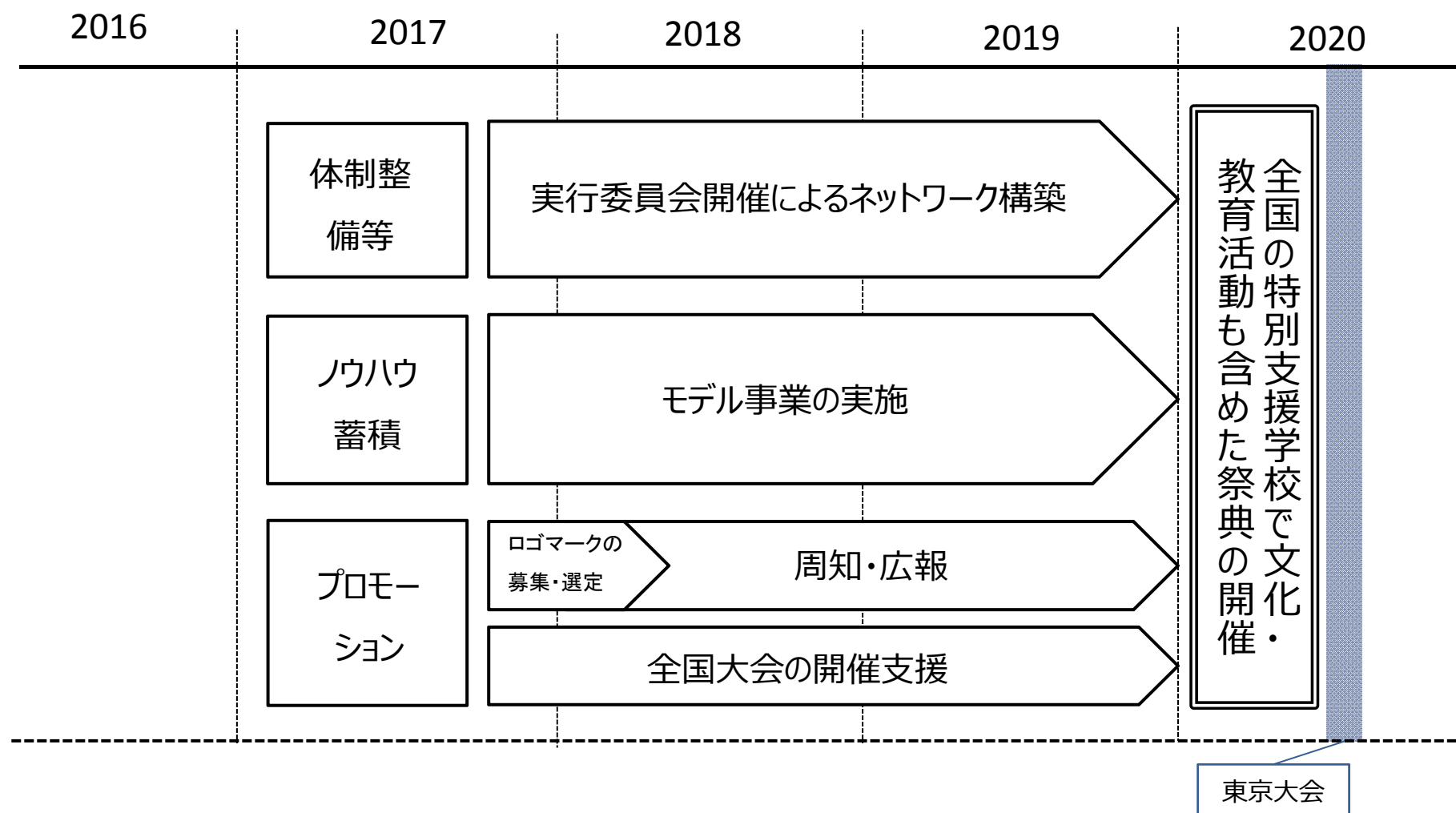
- トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンターを整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
- 東京大会開催の約1年前の完成を目指して拡充整備する。
- パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげる。
- 公共スポーツ施設等関係者による同施設の見学等を通じ、様々な公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。
- 障害のある人のスポーツ大会と障害のない人のスポーツ大会等の融合を推進するため、平成29年度以降、障害のある人とない人が一緒になって行うスポーツ大会の事例について、関係者への情報共有等を行う。
- 2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるような取組を推進。
- オリンピック・パラリンピック教育を推進し、パラリンピアンとの交流や、パラリンピック競技体験等を通じて、パラリンピックの認知度向上へとつなげる。



4) 国民全体に向けた取組

②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

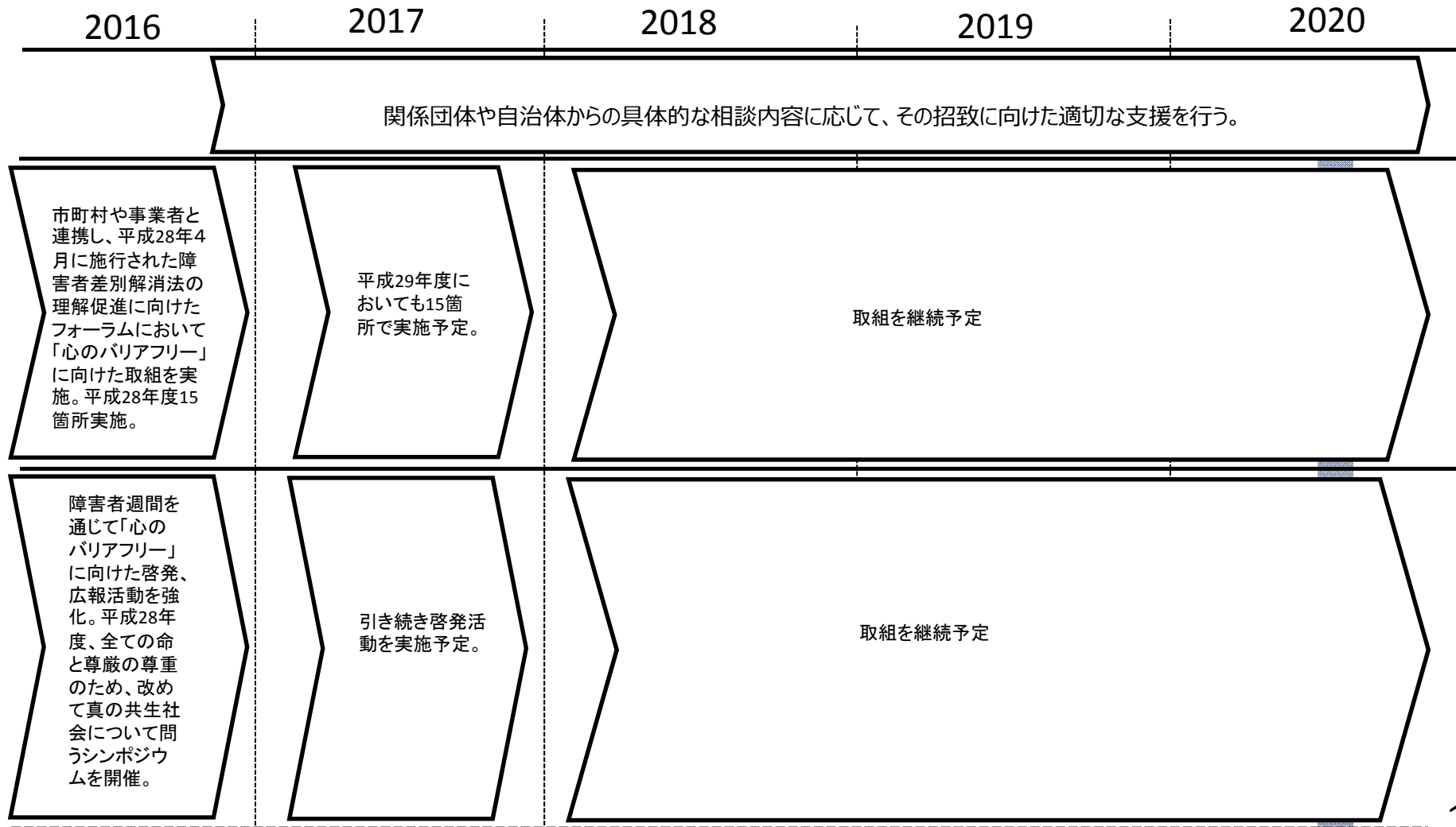
・2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガシーとして残すべく、平成28年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Special プロジェクト2020」）。平成29年度以降、国、県において開催する実行委員会の検討結果を踏まえ、各関係機関のネットワークの構築やモデル事業等を推進する。



4) 国民全体に向けた取組

③ 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

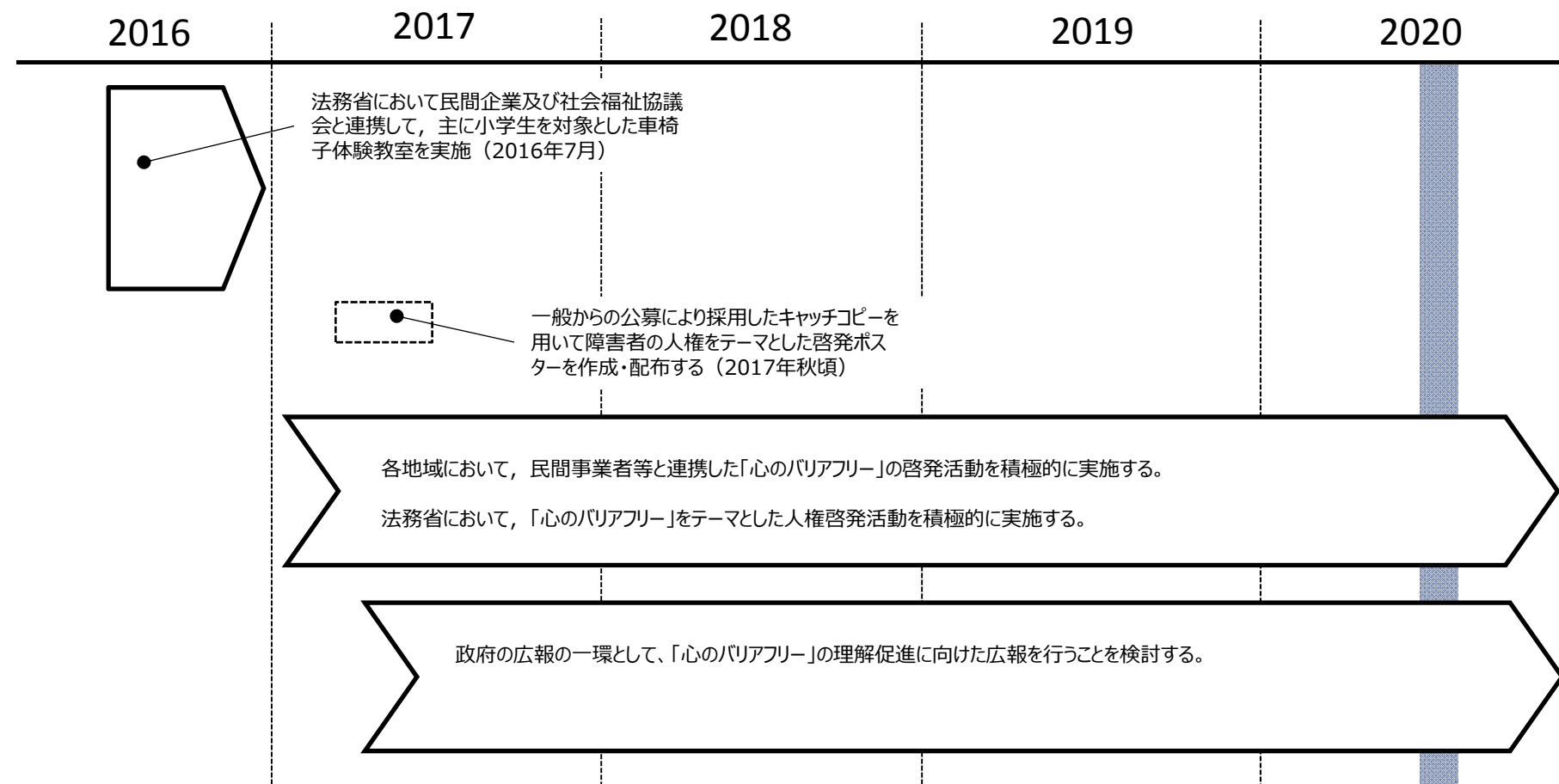
- ・国際的な障害者スポーツ大会の招致は、障害者スポーツの普及や国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動の一環として有効。
- ・関係団体や自治体からの具体的な相談内容に応じて、その招致に向けた適切な支援を行う。
- ・市町村や事業者と連携し、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムにおいて「心のバリアフリー」に向けた取組を実施
- ・障害者週間を通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化



4) 国民全体に向けた取組

③ 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

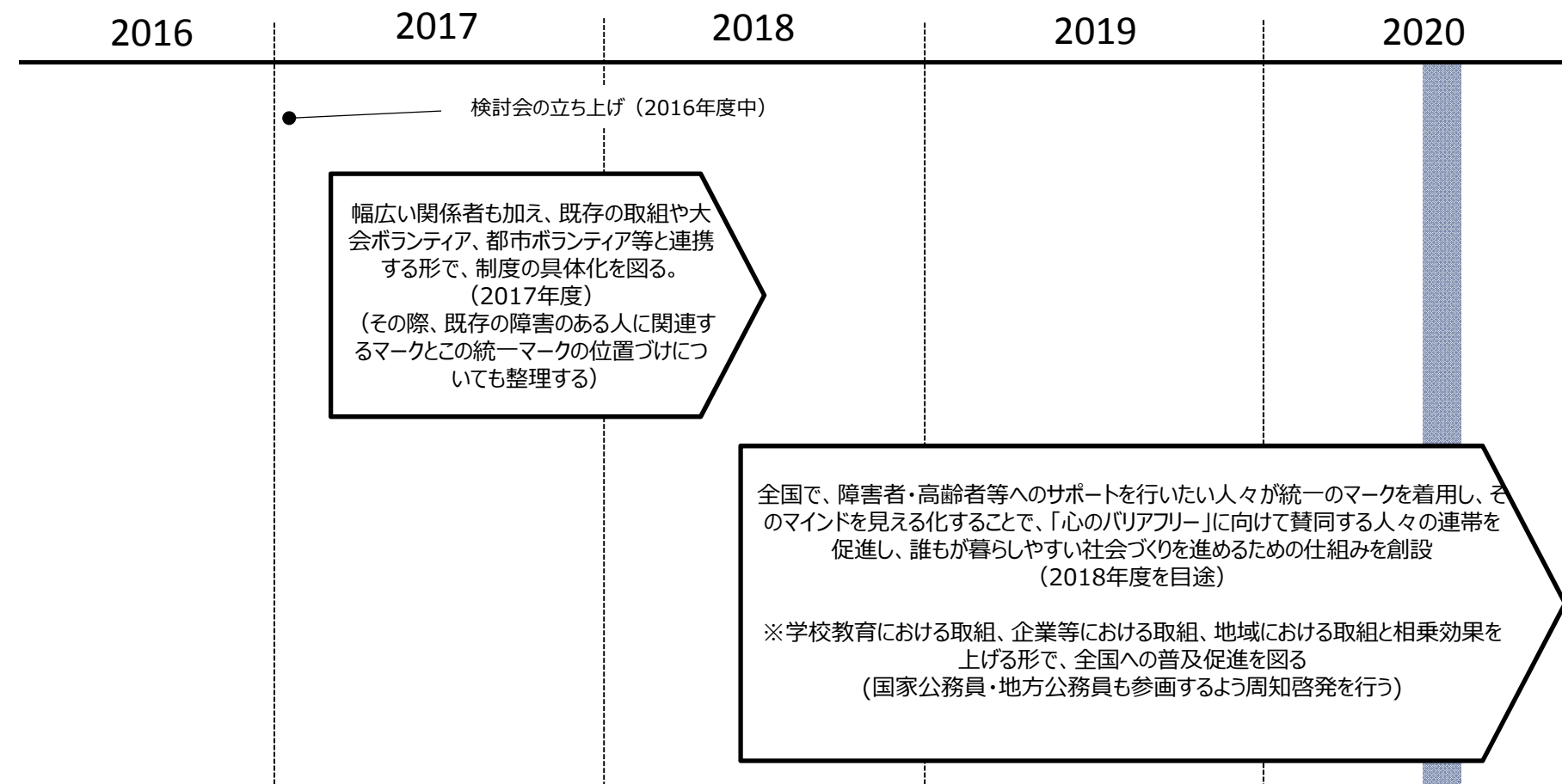
- 平成29年度以降、各地域において、民間事業者等と連携した「心のバリアフリー」の啓発活動を積極的に実施する。
- 平成29年度以降、障害のある人の人権をテーマとした啓発ポスターの作成をはじめ、法務省において、「心のバリアフリー」をテーマとした人権啓発活動を積極的に実施する。
- 平成29年度以降、政府の広報の一環として、「心のバリアフリー」の理解促進に向けた広報を行うことを検討する。



4) 国民全体に向けた取組

③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

- 平成30年度を目途に、全国で、障害者・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みを創設する。



5) 障害のある人による取組

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組や、障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流（ピアサポート）などの取組を進める地方自治体を支援する

